

## 鳥取県告示第584号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町下中谷字山神294、字山神谷297の6から297の8まで、上中谷字トウノ塚中2226、大木屋字アラ田原416、字河原田136、字朽谷244、字朽谷東385、字朽谷南平458、460、字小門谷751の6、751の7、752から755まで、757、758、字石原谷364から367まで、字堂床原263の1、中字菖蒲谷山509の2、509の3、509の5から509の8まで、509の10から509の12まで、509の14、509の16から509の21まで、509の23から509の33まで、509の35から509の43まで、509の45から509の51まで、512から515まで、東上字荒神ノ下1172から1174まで、字切塞奥1273の1、八金字東中山1459の1

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大木屋字河原田136、字小門谷751の6、751の7、753から755まで、757、758、東上字切塞奥1273の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）